西尾市認知症高齢者 位置情報検索サービス導入費 補助金交付の手引き

		1
目次		`
I.制度概要	P2	
2.サービス提供事業所一覧	P5	
3.手続きの流れ	P6	
4.記載例	P7	
5.要綱·様式集	P9	
6.Q&A	PI5	

Ⅰ 概要

(1)位置情報検索サービスとは

認知症の方が自宅から外出し、行方不明となるケースが多く発生しています。これにより悲しい事故が発生していることは少なくありません。事故を未然に防ぐためには、認知症の方を早期に発見し、安全確保を行うことが重要です。

位置情報検索サービスは、GPS機器等を認知症の方が携帯することで、行方不明になった場合に、ご家族等がインターネットを用いて位置情報を把握することができるサービスで、認知症の方を捜索する有効な手段の一つとなっています。

西尾市では、このサービスの導入にかかる初期費用の一部を補助します。



このサービスを有効に活用するにはご家族等の支援が必要です

位置情報検索サービス機能を有効に活用するために、ご家族等には次のことをお願いします。

- ◆小型機器を常に利用できるよう充電などの管理をする。
- ◆本人に日頃からGPS機器等の携帯を促す。
- ◆ 行方不明になった場合、当サービスを利用し、本人の位置を確認するとと もに、早急に警察への行方不明の届出を提出し、本人の安全確保を行う。

(2)補助対象者·担当窓口

補助対象者は、次のア~エのすべてに該当するかたのご家族等です。

補助要件	備考
1. 西尾市高齢者おかえりネットワーク事業の事前登録制度(※)に登録している。	以下(※)参照
2. 在宅で生活している。	グループホームや入院等は対象外
3. 医師から認知症と診断され、要介護(支援)認 定を受けている。	
4. GPS機器等を適正に管理するかたの指定が できる。	2ページに記載の日常的な管理を お願いします。

(※) 西尾市高齢者おかえりネットワーク事業の事前登録制度

概要	認知症等により行方不明になるおそれのあるかたの情報できます。登録した情報は、西尾警察署、地域包括支援センろの見守りや、行方不明時の捜索、メールの配信に役立てま	/ター等と共有し、日ご
対象要件	本市に住民登録があり、認知症等により、自ら外出し行 方不明となるおそれがあるかた	【担当窓口】 長寿課 地域支援事業担当 電話: 65-2120 FAX: 64-0995 西尾市役所1階

(3) 補助の内容

補助額は、位置情報検索サービスの導入に係る初期費用(上限10.000円、

1,000円未満切り捨て)です

対象者1人につき1回限りの補助になります。

対象となる費用、ならない費用は次のとおりです。

対象となる導入費用	対象とならない費用
◆ GPS機器、専用シューズ、充電器等の 購入の導入費用(送料含む)	◆ GPS機器等の修繕、紛失、返却、解約 等にかかる費用
◆ 位置情報捜索システムの導入手数料	◆位置情報検索システムの月額利用料や通信料◆事業者による現場駆け付けサービスや
	検索支援サービスの利用料

(4) 補助対象となるサービスの基準

注!スマートフォンなどは補助対象に含まれません。

補助対象となるサービスは、次のすべての基準を満たすものです。

- 1. 主にGPS機器等を保有する者の位置情報を把握することが目的であること
- 2. 衛星測位システムを利用して機器の位置情報を取得する機能を有すること
- 3. 一般的な電話機能及びウェブサイト閲覧機能を有していないこと
- 4. 認知症高齢者のかたが容易に携帯できる大きさ及び重さであること
- 5. GPS機器等の連続動作時間が最大200時間以上であること
- 6. GPS機器等及び位置情報取得にかかる操作方法などについて、利用者から直接電話等による問い合わせが出来る窓口を設置していること

これらの基準をすべて満たすサービスの例を次のページに記載しますので、 参考にしてください。

2 サービス提供事業所一覧(例) ※価格は税込み

サービス名		ココセコム	ミマモルメ	どこさいる	あんしん花子
事業者名		セコム 株式会社	ミマモルメ 株式会社	株式会社 やさしい手	株式会社 サイチ
電話		0120-756-892	0570-081-300	0120-885-082	0563-59-5252
概	要	→ 現場駆けつけ サービスあり◆ GPS機器に防 犯ブザー、コー ルセンター通話 機能あり	◆ (A)手動検索型 (WEB検索で位 置情報を即は(B)履 歴確認型(アプリで定期的に位 置情報を取可に位 置情報を取可能 ◆ 専用靴に設置可能	◆ メール通知(自動通知)機能あり◆ 専用靴に設置可能	◆ 専用靴に設置 可能 ◆ 履き慣れた靴・ お気に入りの 靴にも加工可 (別途費用)
補助対象	初 期 助 費 用		(A)手動型 18,480円 (B)履歴型 6,380円	5,500円 (充電器込)	18,480円
対象(1万円上限)	付属品	以下のどちらか 充電器:2,750円 予備バッテリーとバッ テリー充電器 6,490円	専用靴:9,680円~	ACアダプタ充電器、 専用靴:9,680円~	以下、初期費用に含む ・充電用USBケーブル ・ACアダプタ ・端末設定、靴の選 定の自宅への出張 サポート
á	月額基本料	I,320円 ※データ通信料込み (インターネット、ス マートフォンの専用ア プリでの位置チェック を含む。)	(A)手動型:2,090円 (B)履歴型:638円 ※別にデータ通信料 が必要	2,200円 ※別にパケット通信 料が必要 (GPS(LTE版)の レンタル料、位置情 報サービス利用料を 含む。)	2,200円 ※データ通信料込み
自己負担	その他費用	◆ 電話検索支援 220円/回 ◆ 現場駆けつけ サービス 11,000円/回	 ◆ 充電器 (別途購入が必要) ◆ (A)手動型: 充電 用USBケーブル (Type-C)とACア ダプタ(5V/0.5A) ◆ 電話検索支援 220円/回 ◆ 電話検索支援 220円/回 * (B)履歴型: 充電 用ACアダプタ(推 奨: 5V/1A、急速 充電非対応) 		◆ 専用靴 9,680円~
	機器 F×ヨ 厚さ、	8.4 × 4.6 × I.6cm 約67g	(A)手動型 4.75 × 3.85 × I.185cm 25.5g (B)履歴型 3.8 × 5.7 × 1.5 cm 34グラム	4.75 × 3.85 × I.185cm 25.5g	4.75 × 3.85× I.185cm 25g

[※]上記内容は随時更新されますので、各事業者にご確認ください。

3 手続きの流れ

補助の要件を確認するため市の担当窓口へ相談する。



事業者を選び、対象のなるサービスを 契約し、初期費用を支払う。

- ◆ 初期費用の支払い後でないと、申請に必 要な領収書などが発行されません
- ◆ 支払方法によっては、<u>契約してから領収書</u> が届くまでに時間がかかる場合がありま すので、下の申請期限との兼ね合いにご 注意ください。



必要な書類を用意し、 市へ補助金交付の申請をする。



約2週間後

市から ①補助金交付決定通知書(様式2)



約1か月後

補助金の振込

<u>契約後速やかに</u>申請してください。 ※当該年度の3月31日まで

【必要な書類】

- 1. 補助金交付申請書兼請求書(様式1)
- 2. 領収書(明細含む)の写し
- ※ 領収書が発行されない場合は以下「Q&A」 のNo.12(16ページを参照してください。)
- カタログなど契約したサービスの内容が分かるもの
- 4. 介護保険被保険者証の写し

4 記載例

様式第1号(要綱第7条関係)

西尾市認知症高齢者位置情報検索サービス導入費補助金交付申請書兼請求書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 西尾市長

西尾市認知症高齢者位置情報検索サービス導入費補助金交付要綱第7条に基づき、次のとおり申請します。

1 申請者(家族等) ※対象者との続柄: 子

氏 名	西尾 太郎	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日		
D: ==	T445-8501	電話 0563 - 56 - 2111			
住 所	西尾市寄住町下田 22 番地				

2 対象者情報

		T445-8501		電話	£ 0563 — 56 — 2111
対象者	住所	西尾市寄住町下田 22 番地		を利用するかたの してください。	
八水石	フリカ゛ナ	ニシオ ハナコ		生年	昭和○年○月○日
	氏名	西尾 花子		月日	(〇〇 歳)
対象! ※すべて 記入でき	に図を	も駆けつけが可能である。 ✓ 今回申請する機器について、	要介記 月 〇 、機器 既に他 あた「	雙(支援 日 ~ 号の管理 也市町村 の、西尾	説定を受けている。令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日)を適正に行い、捜索時においてで助成を受けたものではない。市が必要な情報(住民基本台帳

3 位置情報検索サービス 月額利用料は除き 製品・ 東業者名 00000 ます。 00000 サービス名 導入経費 金 〇, 〇〇〇 円 ※通信費等は除く 契約日 令和〇年〇月〇日 補助金交付 円 ※上限1万円、千円未満切捨て 金 0,000 申請額 (市記載欄) 円 金 補助決定額 添付書類 ☑ 位置情報検索サービス導入に係る支払いが完了したことを証する書類 (申請者名義の領収書の写し等) ☑ カタログ等、導入したサービスの内容が確認できる書類 ✓ 介護保険被保険者証の写し

4 振込先 (申請者の名義の口座)

金融機関	00	銀行 信用 農協・信用	金庫組合	支店名	OC	本店·支店 出張所
預金種目	普通• 当座	口座番号	0 1	23456	i	
フリガナ	ニシオ タロウ	ל		□応夕美↓	ひ 中 き 孝 し 目)
口座名義人	西尾 太郎	<	\exists		は申請者と同 限ります。	

5 備 考(事務局にて記入します。)

・対象者の要介護度((受付印)
・その他特記事項	
	1 1 =

5 要綱·様式集

西尾市認知症高齢者位置情報検索サービス導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者位置情報検索サービスを導入する世帯等に係る費用の一部を予算の範囲内において補助するため、補助金の交付に関し、西尾市補助金等交付規則(昭和62年西尾市規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、認知症高齢者等が行方不明になった場合の早期 発見のため、当該高齢者を介護している家族等によるGPS機器等を 用いた位置情報検索システムの利用を促進することにより、家族の身 体的及び精神的負担の軽減を図り、認知症になっても地域で暮らし続 けることができる環境を構築することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱における用語の定義は、以下の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) GPS機器等 GPSを始めとする衛星測位システムを内蔵し、 その位置情報を検索できる端末機器をいう(ただし、一般的な電話 機能及びウェブサイト閲覧機能を有するものを除く。)。
 - (2) 位置情報検索サービス GPS機器等の位置情報を、インターネット等を用いることにより検索できる仕組みを有するものをいう。 (補助対象者)
- 第4条 補助対象者は、以下の各号のいずれにも該当する認知症高齢者 等を介護する家族等とする。
 - (1) 西尾市高齢者おかえりネットワーク事業実施要綱(以下「ネットワーク事業要綱」という。)第4条に規定する要件に該当する者(ただし、同条第1号の該当者については、医師から認知症と診断され、介護保険法(平成9年法律第123号)第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者に限る。)
 - (2) 在宅で生活している者(入院及び施設入所している者を除く。)
 - (3) これまでに本要綱に基づき導入したGPS機器等を利用したこと のない者

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表1に掲げる基準を満たす位置情報検索サービスの導入に要する別表2に掲げる「対象となる初期費用」とする。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、当該額が1万円を超えるときは1万円とする。
- 2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、位置情報検索サービスの導入に係る契約を行った後、速やかに西尾市認知症高齢者位置情報検索サービス導入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に以下の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、申請期限は契約を行った日が属する年度の3月31日までとする。
 - (1) 位置情報検索サービス導入に係る初期費用の支払い手続きが完了したことを証する書類(申請者名義の領収書の写し等)
 - (2) 導入したサービス、機器等の内容が確認できる書類
 - (3) 介護保険被保険者証の写し(ただし、ネットワーク事業要綱第4条第1号に規定する者に限る。)
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその 内容を審査し、補助金の交付の適否を認めたときは、西尾市認知症高 齢者位置情報検索サービス導入費補助金交付(不交付)決定通知書 (様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により交付を決定したときは、遅滞なく当 該補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

- 第10条 補助事業により取得したGPS機器等については、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 位置情報検索サービスの導入に係る契約を行った日から起算して1 年間は、当該サービスの利用を継続するものとする。ただし、当該サービス利用の継続が困難と市長が認める場合はこの限りではない。
- 3 GPS機器等を事業者に返却したことにより、収入があったときは、 市長はその収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(検査等)

- 第11条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し、必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。
- 2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。 (交付決定の取消し又は返還)
- 第12条 市長は、交付決定者が以下の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び交付を取り消すものとし、交付確定金額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
 - (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき
 - (2) 関係法令等に違反したとき
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則及び要綱の規定に違反したとき
- 2 市長は、前項の規定により、交付決定を取り消したときは、西尾市 認知症高齢者位置情報検索サービス導入費補助金取消決定通知書(様 式第3号)により交付決定者に通知する。
- 3 本条第1項の規定により、補助金の返還請求を受けた交付決定者は、 当該補助金を市長が定める期日までに、既に支払われた補助金の全部 又は一部を返還しなければならない。

(雑則)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 附 則
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

1 GPS機器等に関する基準

- (1) 主にGPS機器等を保有する者の位置情報を把握することが目的 であること
- (2) 衛星測位システムを利用して機器の位置情報を取得する機能を有すること
- (3) 一般的な電話機能及びウェブサイト閲覧機能を有していないこと
- (4) 高齢者等が容易に携帯できる大きさ及び重さであること
- (5) GPS機器等の連続動作時間が最大200時間以上であること
- 2 サービスの問合せ窓口に関する基準

GPS機器等及び位置情報取得に係る操作方法等について、利用者から直接電話等による問合せができる窓口を設置していること

別表2(第5条関係) 補助対象経費

1 対象となる初期費用

GPS機器等を用いた位置情報検索サービスの利用開始時に事業者 へ一括して支払う以下の費用

- ・GPS機器等(シューズ、充電器等の専用附属品を含む)の購入に係る費用
- ・GPS機器等(シューズ、充電器等の専用附属品を含む)の送料
- ・位置情報検索システムの導入に係る手数料
- ・その他市長が必要と認める費用

2 対象とならない費用

- ・GPS機器等のレンタル等に係る月額又は定期的に支払う費用
- ・GPS機器等の修繕、紛失、返却等により発生する費用
- ・位置情報検索システムに係る月額又は定期的に支払う利用料
- ・位置情報検索システムに係る通信料
- ・位置情報検索システムの検索補助に係る費用
- ・位置情報検索システムの現場駆けつけに係る費用
- ・位置情報検索システムの解約により発生する費用

西尾市認知症高齢者位置情報検索サービス導入費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 西尾市長

西尾市認知症高齢者位置情報検索サービス導入費補助金交付要綱第7条に基づき、次のとおり申請します。

1 申請者	皆 (家	族等) .	※対象者と	の続柄	i :			_			
氏 名						1	上年月	日		年	月	日
住 所	₹		11-	_		·		電話	8	_	_	
2 対象者	皆情報											
			Ŧ	_				電話		_	-	
対象者	住列	Fig.	西尾	†i								
八水石	フリカ゛	ナ						生年		年	月	日
	氏名	4						月日		(/1	歳)
※すべて記入でき	□ 西尾市高齢者おかえりネットワーク事業において事前登録している。 □ 医師から認知症と診断され、要介護(支援)認定を受けている。 (有効期限: 年 月 日 ~ 年 月 日) □ GPS機器等を管理する者は、機器の管理を適正に行い、捜索時においます。 □ 今回申請する機器について、既に他市町村で助成を受けたものではない。 □ この申請に係る事務を行うにあたり、西尾市が必要な情報(住民基本で及び介護保険情報等)の確認及び関係機関等への調査に同意する。) こおいて はない。 基本台帳						
3 位置信		索サ	- F.	ス								
製品・ サービス							事業	者名				
契約日			年	月	日	導入経費	金	:		円	※通信費	等は除く
補助金交付 金 円 ※上限1万円、千円未満切捨て												
(市記載欄) 金 円												
添付書類 □ 位置情報検索サービス導入に係る支払いが完了したことを証する書類 (申請者名義の領収書の写し等) □ カタログ等、導入したサービスの内容が確認できる書類 □ 介護保険被保険者証の写し												

4	TH: 17 H-	(申請者の名義の口座	٠١
4	Dec 1 A 4	(田湾老//) 表//)	. 1

金融機関	銀行・信用金庫 農協・信用組合			支店名	本店・支店 出張所
預金種目	普通・当座	口座番号			
フリガナ					
口座名義人					

5 備 考(事務局にて記入します。)

0 Min 3 (4-10)/MC (1110/COS / 8)		
・対象者の要介護度()	(受付印)
・その他特記事項		

6 Q&A

No.	質問	回答
ı	補助を受けたい場合、まず何をすれば 良いですか?	まずは市役所長寿課(3ページ)へご相談ください。(電話でも可)この事前相談は必須ではありませんが、GPS等機器・サービスの種類や、契約する時期によって、補助の対象にならない場合がありますので、念のため、事前に確認してください。
2	申請書などはどこへ提出したら良いですか?	市役所長寿課(3ページ)へ提出し て下さい。
3	郵送で申請書等を提出しても良いですか?	郵送による受付も行っていますが、 不備がないか今一度ご確認ください。 【送付先】 〒445-8501 西尾市役所長寿課 地域支援事業担当 宛 (※住所は記載なしで届きます。)
4	申請書はどこでもらえますか?	市役所長寿課で配布するほか、市 ホームページから印刷することが出来 ます。
5	申請者は誰になりますか?	認知症により行方不明になるおそれのある方を支援するご家族等です。 事業者へ支払った費用の領収書の 名義人、補助金の振込口座の名義人 もそのご家族等になります。
6	介護者が市外在住ですが申請できま すか?	高齢者ご本人が補助対象者要件に 該当すれば、申請は市外の方でも可 能です。
7	申請者の役割は?	小型端末を本人に携帯していただく ように促し、機器の適正な管理をお願 いします。
8	申請書は代理の人に提出してもらって も良いですか?	代理の方による受付も行っています。

No.	質問	回答
9	「対象となるサービス提供事業者一覧」(5ページ)に記載のない事業者によるサービスも補助の対象になりますか?	当一覧にない事業所であっても、4 ページの(4)の基準を満たしていれ ば補助の対象になりますが、念のため、 事前に担当窓口に確認してください。
10	スマートフォンやタブレットでもGPS等 の機能を有するものがありますが、そ れは補助対象になりますか?	一般的な通話機能とウェブサイト閲覧 機能を有しない機器が補助の対象と なりますので、スマートフォンやタブレッ トは補助の対象になりません。
11	事業者との契約は済みましたが、初期 費用の支払いが済むまで領収書の発 行が出来ないと言われました。 領収書がなくても補助金の申請はで きますか?	補助金の支払いを行うために、市は領収書により、次のことを確認しています。 ① 申請者の名義であること ② 領収日 ③ 領収金額(補助が初期費用のみであるため、場合によっては内訳・明細が必要) ④ 契約した事業者名そのため、支払いが済み、領収書が発行されてからでないと補助金の申請はできません。
12	領収書の発行までに契約から2か月 ほどかかると事業者から言われました。 申請期限である年度末(3月31日) に間に合いそうにない場合はどうした ら良いですか?	申請期限以降は受付できませんので、 余裕をもって契約・申請を行ってくださ い。
13	事業者への支払方法がクレジットカード支払いのため、領収書が発行できないと言われましたが、どうしたら良いですか?	領収書により市が確認している点は No.11の①~④となります。この場合は領収書の代わりに次の両方を提出してください。 ① クレジットカード利用明細等の写し(クレジットカードの番号は消してください) ② ①の引き落としが確認できる申請者名義の通帳の写し
14	申請書を提出してから、どれくらいの 期間で補助金を受け取ることが出来 ますか?	申請書を受理してから、約1か月半~ 2か月後の振り込みを予定しています。
15	補助金の現金での受け取りは可能ですか?	補助金の受け取り方法は、申請者本 人名義の口座振込のみで、現金での 受け取りはできません。